



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○海面漁業生産統計調査規則の一部を
改正する省令 (農林水産七九)

〔告 示〕

○紛失の届出により失効した旅券の告
示 (外務三九七)

○海面漁業生産統計調査規則第四条第
四項の農林水産大臣が定める調査票
等を定める等の件の一部を改正する
件 (農林水産二七五四)

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基
本指針の変更について (農林水産省)

産 業

日本工業規格 (経済産業省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人科学技術振興機構
入札公告の訂正、厚生年金基金清算
結了・清算人退任関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

三〇

四〇

五〇 七〇

省

令

○農林水産省令第七十九号
統計法 (平成十九年法律第五十三号) 第十八条の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部
を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十二月二十日
農林水産大臣 吉川 貴盛

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令
 海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業（くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この省令で「水揚機関」とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。</p> <p>第三条の二 調査は、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査とする。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第四条 (削る。)</p> <p>海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。</p> <p>一 漁業種別及び生産物種別の生産量</p> <p>二 その他前号に関連する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票に記載するところによる。</p> <p>(調査方法)</p> <p>第五条 調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、次条第一項に規定する統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を閲覧し、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業（くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この省令で「水揚機関」とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。</p> <p>(調査の種類)</p> <p>第三条の二 調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査とする。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第四条 稼働量調査は、海面漁業経営体に係る次に掲げる事項について行う。</p> <p>一 海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン数</p> <p>二 漁業種別の出漁日数</p> <p>三 その他前二号に関連する事項</p> <p>2 海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。</p> <p>一 漁業種別及び生産物種別の生産量</p> <p>二 その他前号に関連する事項</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前三項に規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票に記載するところによる。</p> <p>(調査方法)</p> <p>第五条 稼働量調査は、次条第一項に規定する統計調査員による海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。</p> <p>2 海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を閲覧し、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。</p>

(報告の義務)

第六条 海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、第五条の規定により送付された調査票に記載若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を統計調査員に開示し、又は統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。

(立入検査等)

第七条 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 (略)

(結果表の作成及び報告)

第八条 地方農政局長及び北海道農政事務所長は、第五条の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六条の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は記録されている情報(以下「調査票情報」と総称する。)に基づき、調査の種類ごとに都道府県別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

2 5 4 (略)

(漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告)

第九条 農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの(以下「漁獲成績報告書等」という。)を利用することができる。

- 一 漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて、又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第十九条第一項の規定により農林水産大臣に届け出て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

二 (略)

2 5 5 (略)

(結果の公表)

第十一条 農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要については調査期間が属する年(以下「調査年」という。)の翌年の五月三十一日までに、その詳細については逐次、公表する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(平成三十年調査に関する経過措置)

第二条 平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの期間について行う調査については、なお従前の例による。

(報告の義務)

第六条 海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項から第三項までに規定する調査事項について、統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。

(立入検査等)

第七条 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第四条第一項から第三項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 (略)

(結果表の作成及び報告)

第八条 地方農政局長及び北海道農政事務所長は、第五条の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六条第二項の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は記録されている情報(以下「調査票情報」と総称する。)に基づき、調査の種類ごとに都道府県別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

2 5 4 (略)

(漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告)

第九条 農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの(以下「漁獲成績報告書等」という。)を利用することができる。

- 一 漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

二 (略)

2 5 5 (略)

(結果の公表)

第十一条 農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を調査期間が属する年(以下「調査年」という。)の翌年の四月三十日までに、その詳細については逐次、刊行物により公表する。